

役人の交送

—赤木村大庄屋文書の開送(モカナ)

会員 羽柴 弘

部厚^ハ赤木村大庄屋文書をめぐつて、いくうち、御郡代所奉行の一人に「明大助」という名が何度か出た。(資料二、三番の如く) 佐伯藩きつての学者で、詩人で、且つ筆書で聞こえた人である。去る昭和四十年十一月にあが史談会は、明石秋室先生の百年祭を催し、遺墨展などを開いて、ひと盛大にその遺業を追憶した。

秋室明石大助は寛政五年(一七九三年)生れであつて、おひで寺すでに老境、因縁の人物であつて、金きとなつては左ようであるが、いかる老を以て致仕した。その通達の覚書が次の通りにある。

覚
御郡代所奉行 明石 大助
古之通今日被仰付候間其分相心得可被申候此廻狀
早々帳連留人可相逐候 以上
成八月晦日 吉野半太夫

成文久二年(一八六二年)で數えの七十才、養嗣子に家を譲り、慶應元年十一月二十二日、七十三歳の夭寿を完うして家に没している。墓は市内養賢寺の裏山にある。しかし、しばらく之後仕を補充していよいようである。

さて赤木村のことにつかえよう。先ず最初に山林のこと。
(資料第四十)
幸願口上書
當村道野内御山守直平哉 当酉二月病死仕候ニ付後
役之幾吟味仕候延同所百姓甚平と申者に被仰付被
下候銀百錠共幸願候
古願之通被為 仰付被下候以上難有仕合幸存候
依奉願候延如件
文久元酉年六月十一日
赤木村大庄屋並 安藤 佐平即
同 小庄屋 八右衛門即
同 桐目付 跡 四郎即
喜平治郎 津右衛門即
進上

赤木谷のすつと奥、今国有林になつてゐるあたり、佐伯藩直轄の山で、その山守、後人としては山役人であるが、それは山番である。当世風に呼べば山林の管理者であるが、この資料を載えて掲げ左おけは、赤木村と上組、下組にわけて小庄屋地目付がそれだけ一人死んで世話をし、それを承認する形で大庄屋であつた。この文書にはちゃんと五人の村役人墨印をもつてゐる。
次日小庄屋交送の文書である。

(資料第四十二)

覺

赤木村小庄屋

猪左衛門

其方儀年被寧其上病身相成役儀御免相願候ニ付
通被成御免數年未精出仕相勸役中御年貢諸上納
無滯致皆済殊ニ老年近無別条相勸候ニ付為御廢美
馬目鹿賣文被下置候間難可致頂戴候以上

西四月廿日

古日言うまでもなく小庄屋退職察房へお手当の脚沙
汰書である。この集目一賣文、今ハ金に交わせばいく
う位に够る也ろ。

(資料第四十二)

覺

赤木村小庄屋

張四郎

右ニ通今日被仰付候依此段御断申上候以上
西四月廿一日

赤木村大庄屋並

安藤佐平

此書物三通仕立
右之通差立可申候
以上

同表通 御公事方
同表通 寺社奉行所

同表通

(註) 張四郎は前陽資料第47号を運んである張四郎である。

お新し申上候とある是今日使ふお断りの義でなくお届けする意。

被しをい。山林赤木の小庄屋も輕々に其札あ札でいよい

(資料第四十三)

覺

右昔當付小庄屋八右衛門後役之儀吟味仕候延同所地
目付妻平治江被仰付被下候根百姓共奉頭候
右禮之通被為仰付被下候日難有仕合奉存候依奉
假候延如件

文久二成年

役人印

これはいわゆ小庄屋後任の内申書、資料第40号他目
付表平治の昇仕である。尚その表平治の後任は目付とし
て百姓共平治を推舉してゐるが、殆んど同文であるので
掲げない。ここで一應読み下しを試みて見よう。
右昔當付小庄屋八右衛門後役之儀吟味仕候延
目付妻平治江被仰付被下候根百姓共奉頭候
奉り候右禮之通仰付被下候根百姓共奉頭候延如
如し。

序にここで付の體役を担当していくと云ふと云われ
ていふ旨令(へかいごう)内申の文書があるのです掲げよう。

(資料第四十四)

奉頭口上書

古昔當付旨令同所百姓繁古衛門と申者人板寒弊成章
御座候ニ付相應申度奉頭候右禮之通被為仰付被下
候及難有社會可奉存候依奉頭候延如件

安政五年七月廿一日

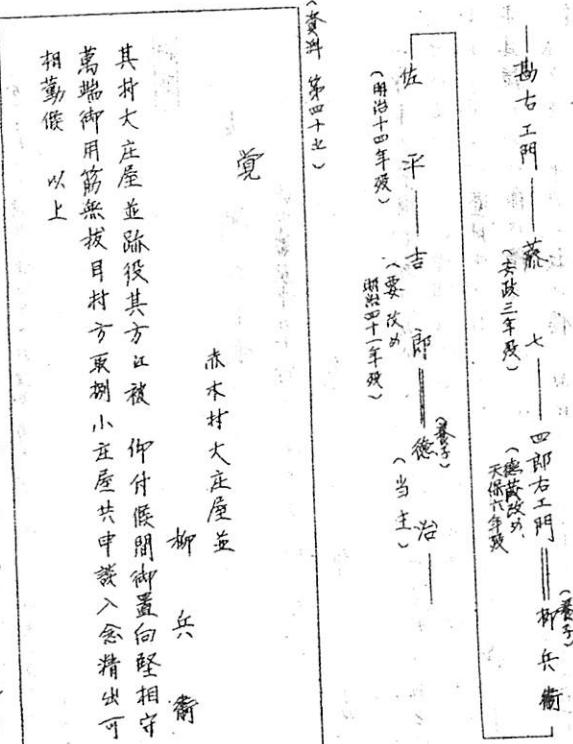
役

人印

— (71-2A) —

二十世紀より前より漸り中へまい。連載十一ヶ月、資料四十数篇を検討し、當時の農村の実態を多少さぐるこ
とが出来、尚余著は數十篇を厚いが残つてひきが冗長
のそれと受けなへ前日、次の二篇を掲げて一応おま
いにいたい。

さればこれまで掲げた大庄屋元の免書は繰りでなくて
表装の上のである。直川村の会員休石氏の幹族で、
赤木大庄屋家の後嗣安藤徳治氏（直川村久留須）の御厚意に
よるもの（ここは兩底に謝意を表するものである）。
尚休石会員が安藤家にて調査したところによると
安藤大庄屋の家系承凡そ次のようにある。



資料 第四十七

覚

赤木村大庄屋並

柳

兵

衛

其村大庄屋並跡役其方江被仰付候間御置向堅相守
萬端御用筋無拔目村方東湖小庄屋共申譲入念精出可
相勸候 以上

これは藩より下附の押沙汰書であらうと、よく方々の
旧家で見かけた様長の墨手の紙で、印で押し方ようをか
家流に書かれたお墨付である。社辭を若干そえて疏下し

赤木村大庄屋並 柳兵衛
其の村大庄屋並跡役其方江被仰付候間御置向堅相守
萬端御用筋無拔目村方東湖小庄屋共申譲入念精出可
相勸候 以上

仕置日刑罰のそれでもなく「お仕置五人組張」などと用
いられる言葉で、ここでは藩の統治を指してい。安藤家は赤木村へ現直川村大字赤木の中心部、堂師郭落の旧家、今も道路沿いに長く高い石垣が残り、歴代大庄屋の格式威容をとどめている。但し御当主徳治氏は今直川村の中心地久留須に住んでいた。

このお墨付は主に柳兵衛という方が休石氏の調査推定によると、上掲通り安藤佐平の養父に当るようで、この人につけては幸い同じ表装を離れて次のように和文の儀歴が掲げられていて、その筆者闇老主人は誰かわからぬが、開運し左面白い文書であるので掲げよう。

資料 第四十八

安藤柳兵衛ぬしは勝蔵といひし時より世事にかしこく三十ハ才にして此村上組のくみ頭となれり。勤ること九年なり。四十七にして上ぐみ小庄屋となりけり。全体心直にして身に私全く公務怠らざりし延大庄屋家安藤四郎右卫門頭役養子（自耕）柳兵衛藩中何某次第國之丞二年相勧し延（因身放逐にして民を奪つくること叶はず勤の意よりして終に家をいて役を辞し白群へかえり故。故に此柳兵衛五十三にして同姓少へ上（名義）今年八月に命をこうむりて大庄屋と安永房よつて中國とす。後年子孫のためあらましきを表しがくことしかり。

卷之三

七十才

閻
老
主
人

(おことわり) 読者の便を考へて読点・満点・よみ仮名及び倒書を施した。

研究

古い襖の下張から

佐伯蕭家中の書翰筆跡を文へかへ

會員 安 部 力

一昨年の今頃であつたが、山陰の旧士族屋敷の前と通つていたと、つい先頃まで古の古家が取り壇され、ブルドーザーで整地中である。立止つて見ると、横に古い走具類が山の斜面に積み上げられてゐる。

私の筆跡が樂^しめる。
私は次に示すように一人一人（中には三人へ大型の封筒）に
入れて、かなり大冊の本に仕立てて貼りつけ、抜粋の便
を考えていろ。御覽に在り左の方には喜んで提供するよ
うに考えていふ。

佐伯藩御家中書翰目錄

私は早速責任者に話して五六枚の襪を貰うて帰り、胸をハグさせてから解体してしまつてある。襪の下から出る皮は出る皮――

文政五年
○御小姓頭日記

○
御用日文書
嘉永七年

續懷

○ 御船中御用中継帳
安政立成年
同書並道中休泊附
安政六年

卷之三

卷之三

氏	名	數量	參	考	記
戸	倉刑部重貞	二通	十代高春公代 家老戸倉重定	天保三年六月一 日奉承四年正月 一月廿五日付	
簫川	長兵衛勝壽	二通	御番頭家老簫川勝壽 水口正平	天保元年八月 廿九日付	
閑谷	三郎兵衛長俊	四通	△戸倉長徳(家老) △家老(御番頭)	△天保元年八月 廿九日付	
中村	和多理長	一通	△太郎生門(御取次)	△太郎生門(御取次)	
喜左衛門	統業	一通	△善庵門(手札)	△善庵門(手札)	
山崎			御用印	御用印	